

入・進学前に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた方へ

～「**在学届**」を提出してください！～

過去に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた者が、平成24年4月以降も学部又は大学院に在学する場合、「**在学届**」を提出することにより在学期間中の返還が猶予されます。

該当する学生は、下記を参照し届出してください。(※)

記

- 届出対象者…(1)平成24年4月に大学院へ入・進学する学生
(2)以前に「**在学届**」を提出した者のうち、休学・留年等で平成24年4月以降も引き続き在学する学生
(3)前年度中に貸与が終了(辞退)した者のうち、平成24年4月以降も引き続き在学する学生

平成24年3月満期で奨学金の貸与が終了している奨学生は、リレー口座に加入しているため、10月から引き落としが始まります！猶予を希望する場合は必ず**在学届**を提出してください。

- 提出期間…**平成24年4月2日(月)～4月18日(水)**
- 提出先…**所属する学部・研究科等の奨学金担当係**
- 提出書類…**「在学届」**

「返還のてびき」に綴じこまれている「**在学届**」(P50)をコピーして使用するか、日本学生支援機構 HP(<http://www.jasso.go.jp>)【日本学生支援機構トップページ→奨学金→<奨学金を返還中の方へ>各種願出用紙→**在学届**】からダウンロードして使用してください。また、本部奨学厚生課奨学チーム(御殿下記念館横 学生支援センター1階)でも配付しています。

※ 平成23年度途中満期者で**在学届未届け**の者、一般猶予(研究生、自宅修学生等)で平成23年度末まで猶予中の者、返還中で4月に入学のため**在学届**を提出する者等は、上記の手続き期間及び書類等が異なります。至急本部奨学厚生課奨学チーム(御殿下記念館横 学生支援センター1階)へ申し出てください。

平成24年3月12日
本部 奨学厚生課

日本学生支援機構奨学金の 貸与を受けていた在学生の方へ！！

在学猶予の手続きをご存知ですか？

奨学金の貸与終了後、大学・短大・大学院・専修学校などに進学又は休学等の事由により引き続き在学中の方は、『在学届』の提出により返還期限が猶予されます（在学猶予）。

『在学届』を、在学学校へ届け出てください。

※ 在学猶予を受けた期間が終了するが留年等で引き続き在学する方は、再度「在学届」を提出してください。

在学届用紙は、「返還のてびき」または日本学生支援機構ホームページ（<http://www.jasso.go.jp/henkan/todokede/index.html>）に掲載されています。

在学届に関するお問合せは在学している学校へ

高校、大学等で奨学金を借りて 貸与終了後、学校に在学している場合

◆在学猶予を希望する場合

⇒ 在学している学校に
「在学届」を提出

<在学猶予に該当するのは…>

- ① 奨学金を借りていた者が進学した場合
- ② 奨学金の貸与終了（辞退・廃止となった者も含む）後も引き続き学校に在学（留年中を含む）している場合



◆返還を始める場合

⇒ 初回の返還が振替不能と
ならないよう注意してくだ
さい。

※在学猶予を希望しない場合は、
返還開始となります。

※卒業・退学後 7 ヶ月目から返還が始
まります。（例）平成 24 年 3 月卒業
の場合は平成 24 年 10 月より開始

日本学生支援機構奨学金の貸与を受け、
在学猶予が終了する方へ！！

在学猶予期間の終了により、返還が始まります。

これから返還していただくにあたっての注意事項

- ◆ 平成24年3月に在学猶予が終了する方は、10月29日が第1回目の振替日です。以降、毎月27日に振替が行われます。

(振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、振替日は翌営業日になります。)

振替日に残高不足にならないように気をつけてください。振替日の前営業日までに必ずご入金をお願いします。

- ◆ 振替口座を変更するには、改めて、リレー口座の加入手続きが必要です。

(新しい口座に変更されるまでに、約1ヶ月~2ヶ月かかります。古い口座を解約する場合は、新しい口座から振替が始まったことを確認してから行うようにしてください。)

- ◆ 残高不足や名義人相違等で振替不能になった場合は、翌月の振替日に当月分と合わせて振り替えます。

「振替不能通知」で金額を確認の上、振替日の前営業日までに口座にご入金ください。

- ◆ 病気、あるいは未就職・低収入等により経済的に返還が困難な場合には減額返還や返還期限を猶予する制度があります。また、引き続き在学する場合には「在学届」の提出により返還期限の猶予を受けることもできます。

在学猶予を受けた期間が終了するが留年等で引き続き在学する方は、再度「在学届」を提出してください。